

平成30年度 委託

設計書

委託番号

委託名 地下道ポンプ保守点検業務委託

委託箇所 明石市朝霧町地内ほか

工 種 道路維持

地下道ポンプ保守点検業務委託設計書

項目	数量	単位	単価	金額	摘要
大蔵谷駅東地下道					
ポンプ2台・制御盤等保守点検整備	3	回			3回／年
ポンプ潤滑油取替え整備	1	回			ポンプ取外し復旧・整備作業(オイル交換・廃棄含む)
大蔵谷駅西地下道					
ポンプ3台・制御盤等保守点検整備	3	回			3回／年
地下道側溝及び側溝柵蓄積異物除去清掃	12	回			12回／年（月1回とする）
冠水警報機能の動作確認	2	回			2回／年
大蔵海岸通中央地下道					
ポンプ2台・制御盤等保守点検整備	3	回			3回／年
ポンプ潤滑油取替え整備	1	回			ポンプ取外し復旧・整備作業(オイル交換・廃棄含む)
明石大橋東詰地下道					
ポンプ2台・制御盤等保守点検整備	3	回			3回／年
ポンプ潤滑油取替え整備	1	回			ポンプ取外し復旧・整備作業(オイル交換・廃棄含む)
東二見駅西地下道					
ポンプ3台・制御盤等保守点検整備	3	回			3回／年
排水槽蓄積異物除去清掃	1	回			1回／年
排水槽ストレーナ及び地下道側溝・側溝柵蓄積異物除去清掃	9	回			9回／年

ポンプ潤滑油取替え整備	1	回			ポンプ取外し復旧・整備作業(オイル交換・廃棄含む)
冠水警報機能の動作確認	2	回			2回/年
西二見駅地下道					
ポンプ2台・制御盤等保守点検整備	3	回			3回/年
ポンプ潤滑油取替え整備	1	回			ポンプ取外し復旧・整備作業(オイル交換・廃棄含む)
中崎地下道					
ポンプ3台・制御盤等保守点検整備	3	回			3回/年
地下道側溝柵蓄積異物除去清掃	12	回			12回/年 (月1回とする)
排水槽蓄積異物除去清掃 (沈砂池含)	1	回			(排水槽・沈砂池 27.18m ²) 1回/年 ※高圧洗浄車、バキューム車を使用
八木松陰線地下道					
ポンプ2台・制御盤等保守点検整備	3	回			3回/年
排水槽蓄積異物除去清掃	1	回			1回/年
排水槽スレーナ及び地下道側溝・側溝柵蓄積異物除去清掃	6	回			6回/年
ポンプ潤滑油取替え整備	1	回			ポンプ取外し復旧・整備作業(オイル交換・廃棄含む)
冠水警報機能の動作確認	2	回			2回/年
諸経費	1	式			
小計					
消費税相当額		式			
計					

地下道ポンプ保守点検業務委託仕様書

本業務は、明石市（以下「委託者」という。）が受託者に地下道ポンプの適正な保守点検を行うため必要な事項をこの仕様書に定めるものとする。

記

1 業務期間

平成 31 年 4 月 1 日 から 平成 32 年 3 月 31 日まで

2 施設概要

(1) 大蔵谷駅東地下道

明石市朝霧町 1 丁目地内

水中ポンプ 2 台

- ① メーカー : 株式会社 荏原製作所
- ② 型式 : No.1. 65DV61.5A No.2. 65DV61.5A
- ③ 出力 : 1.5kW
- ④ 電圧 : 200V
- ⑤ 全揚程 : 6m
- ⑥ 吐出量 : 0.4 m³/min

(2) 大蔵谷駅西地下道

明石市朝霧町 1 丁目地内

放流ポンプ 3 台

- ① メーカー : 新明和工業(株)
- ② 型式 : CN150G
- ③ 出力 : 11kW
- ④ 電圧 : 200V
- ⑤ 全揚程 : 8.83m
- ⑥ 吐出量 : 3.58 m³/min
- ⑦ 定格電流 : 45A

(3) 大蔵海岸通中央地下道

明石市大蔵海岸通 2 丁目地内

水中ポンプ 2 台

- ① メーカー : 荏原テクノサーブ株式会社
- ② 型式 : 65DWV61.5
- ③ 出力 : 1.5kW

- ④ 電 圧 : 200V
- ⑤ 全揚程 : 4.4m
- ⑥ 吐出量 : 0.58 m³/min

(4) 明石大橋東詰地下道

明石市大明石町2丁目地内

水中ポンプ2台

- ① メーカー : 西島製作所
- ② 型 式 : T/N50W0.4S
- ③ 出 力 : 0.4kW
- ④ 電 圧 : 100V
- ⑤ 全揚程 : 6.0m
- ⑥ 吐出量 : 0.2 m³/min

(5) 東二見駅西地下道

明石市二見町東二見地内

水中ポンプ3台

- ① メーカー : 鶴見製作所
- ② 型 式 : TOS100UK45.5-64
- ③ 出 力 : 5.5kW
- ④ 電 圧 : 200V
- ⑤ 全揚程 : 10m
- ⑥ 吐出量 : 1 m³/min
- ⑦ 定格電流 : 22.6A

(6) 西二見駅地下道

明石市二見町西二見駅前4丁目地内

水中ポンプ2台

- ① メーカー : 鶴見製作所
- ② 型 式 : 50SQ2.4
- ③ 出 力 : 0.4kW
- ④ 電 圧 : 200V
- ⑤ 全揚程 : 8.0m
- ⑥ 吐出量 : 0.11 m³/min

(7) 中崎地下道

明石市中崎1丁目地内

水中ポンプ2台

- ① メーカー : 川本製作所

- ② 型 式 : BU4-806/1006-11
- ③ 出 力 : 11kW
- ④ 電 圧 : 200V
- ⑤ 全 揚 程 : 31.5 17m
- ⑥ 吐 出 量 : 0.5 2.2 m³/min

水中ポンプ 1 台

- ① メーカー : (株)荏原製作所
- ② 型 式 : 80DN63.7
- ③ 出 力 : 3.7kW
- ④ 電 圧 : 200V
- ⑤ 全 揚 程 : 21.4m
- ⑥ 吐 出 量 : 0.3 m³/min

(8) 八木松陰線地下道

明石市大久保町谷八木地内

水中ポンプ 2 台

- ① メーカー : 新明和工業 (株)
- ② 型 式 : CN200-P
- ③ 出 力 : 7.5 k w
- ④ 電 圧 : 200V
- ⑤ 全 揚 程 : 4.8m
- ⑥ 吐 出 量 : 3.72 m³/min

3 ポンプ等の点検 (点検項目・内容)

- (1) 運転電圧・電流値の測定
- (2) モートル絶縁の測定
- (3) 振動・異音の有無
- (4) 揚水管及び逆止弁動作確認 (異常時は分解清掃)
- (5) インペラ部の点検清掃
- (6) 水位制御装置 (フリクト・電極棒・投込み式) の点検清掃
- (7) 潤滑油量の確認・補充 (タービン油 32)
- (8) 制御盤内の各ブレーカー・リレー (継電器) ・タイマー等異常の有無
- (9) その他、ポンプの機能上必要な点検整備

4 点検・ポンプ潤滑油取替（廃棄含む）、及び清掃の回数

	制御盤等保守 点検	ポンプ潤滑油 取替作業	地下道側溝及び側溝柵蓄積異 物除去清掃	排水槽蓄積異 物除去清掃	冠水警報機能 の動作確認
大蔵谷駅東地下道	3回	1回			
大蔵谷駅西地下道	3回	-	12回		2回
大蔵海岸通中央地下道	3回	1回			
明石大橋東詰地下道	3回	1回			
東二見駅西地下道	3回	1回	9回(ストレーナー含む)	1回	2回
西二見駅地下道	3回	1回			
中崎地下道	3回	-	12回	1回 (沈砂池含)	
八木松陰線地下道	3回	1回	6回(ストレーナー含む)	1回	2回

(1) 制御盤等保守点検は、年度内3回、ポンプ潤滑油取替は年1回（大蔵谷駅西地下道・中崎地下道は除く）とする。また地下道側溝及び側溝柵蓄積異物除去清掃について、大蔵谷駅西地下道・中崎地下道は年度内12回(月1回)とし、東二見駅西地下道は年度内9回(ストレーナー含む)・八木松陰線地下道は年度内6回(ストレーナー含む)とする。但し、委託者・受託者協議により点検月を変更することができる。

※ポンプ潤滑油廃棄には、産業廃棄物マニフェストが必要です。

(2) 中崎地下道の年1回の排水槽蓄積異物除去掃除時に沈砂池も含めて作業を行う。

※ 高圧洗浄車・バキューム車（4 m³）を使用する。

(3) 大蔵谷駅西地下道・東二見駅西地下道・八木松陰線地下道に設置している冠水警報表示機能の動作確認を行う。

5 提出書類

〔着手前〕 受託者は、契約締結後7日以内に着手届、業務責任者届（経歴、資格等を含む）及び作業計画書（緊急連絡体制表・安全管理・作業方法）その他必要書類を提出しなければならない。

〔業務後〕 保守点検作業完了報告書（写真「作業前・中・後」含む）

〔完了後〕 完了届

6 費用負担

(1) 受託者が業務中に当施設の設備に損傷を与えたときは、受託者はその箇所を原形どおりに復旧すること。

7 報告書の提出

(1) 保守点検作業完了後、速やかに完了報告書を提出すること。

8 委託料の支払

- (1) 業務完了後一括払いとする。

9 その他

- (1) 受託者は、点検・清掃業務の施工にあたっては、電気設備技術基準、内線規定並びに労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守して作業を実施すること。
- (2) 受託者は、ポンプ故障の連絡を受けた場合は速やかに現場へ急行し、復旧に努めること。
- (3) 作業時間は、原則として平日の月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとし、点検実施日毎に後片付け及び清掃を行い、自動運転可能な状態にして作業を終了すること。
- (4) 点検実施に必要な機器、材料及び消耗品は運搬を含みすべて受託者の負担とする。
- (5) 本書に記載なき事項であっても委託者が本設備の管理上必要と認めた簡易な事項については、契約金額の範囲内において受託者はこれを実施しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項については委託者・受託者協議の上決定するものとする。
- (7) この業務は、明石市契約規則、業務委託契約書及びこの委託仕様書並びに別紙設計書に基づき、担当係員の指示に従い実施すること。
- (8) この仕様書及び設計書の疑義は、すべて本市の解釈によるものとし、明示のない事項及び必要と認められるものは、すべて担当係員の指示により実施すること。